

# 第14回 農業委員会総会議事録

令和3年8月27日開会

中標津町農業委員会

令和3年8月27日、第14回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番 二 瓶 裕 貴  
2 番 横 田 千 秋  
3 番 谷 川 好 則  
4 番 長谷川 孝 二  
5 番 田 中 洋 希  
6 番 竹 村 聡  
7 番 武 田 健 治  
8 番 田 中 世 一  
9 番 瀧 本 和 男  
10 番 須 崎 智  
11 番 和 泉 光 広  
13 番 高 橋 正 一  
14 番 赤波江 信 二  
15 番 小 林 亨  
16 番 中 村 正 生  
17 番 笠 原 康 博  
18 番 本 田 信 幸

本日欠席した委員

12 番 後藤田 宏 幸

附議した案件

- (イ) 議案第81号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について  
(ロ) 議案第82号 現況証明願いについて  
(ハ) 議案第83号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(ニ) 議案第84号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
(ホ) 議案第85号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について  
(ヘ) 報告第31号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について  
(ト) 報告第32号 農地法第4条許可書の交付について  
(チ) 報告第33号 農地法第5条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局 長	坂 井 一 文
庶務係 長	葛 西 利 光
農地係 長	吉 田 佳 弘
係	宮 崎 智 佳

(開 会 10時30分)

- 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、17名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第14回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
10番、須崎 智 委員。  
11番、和泉 光広 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 7月26日の総会以降につきまして、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第81号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)について、事務局から説明をお願いします。  
(挙手あり) 農地係長
- 農地係長 議案第81号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。  
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。  
借主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。  
2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 31,098 m<sup>2</sup>、他4筆、計 80,741 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成30年10月29日から令和5年8月21日まで。5、合意解約成立の日、令和3年8月12日。6、解約の理由、合意解約。  
この案件については、議案第84号(3)に関連するもので、借主の離農に伴い、保有合理化事業により賃貸借していた農地について、新たな借主を設定するため、期

間内解約するものです。  
以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程4、議案第82号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、  
地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第82号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。  
4ページをお開きください。  
(1)1、申請人の住所、氏名。  
中標津町字○○○○○○番地、○○ ○○。  
2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積961㎡、他1筆。利用状況、農業用施設用地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。  
当該地は農業振興地域内の農用地区域内となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年8月19日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第82号(2)について説明いたします。6ページをお開き  
ください。  
(2)1、申請人の住所、氏名。  
中標津町字○○○○○○番地、○○ ○○。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 616 m<sup>2</sup>。利用状況、原野。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は7ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和2年11月2日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第83号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)から(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第83号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)から(3)について説明いたします。9ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、51歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 22,970 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他1筆、計 34,045 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴い使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和3年9月1日から令和4年8月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、無し、経営作目、牧草。7、見取図については、10ページのとおりとなっております。なお、(2)、(3)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

11ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、52歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 24,374 m<sup>2</sup>、利

用目的、牧草畑、他1筆、計48,895㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴い使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和3年9月1日から令和4年8月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、無し、経営作目、牧草。7、見取図については、12ページのとおりとなっております。

13ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字○○○○線○○○番地○、○○○ ○○、41歳、農業。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積46,301㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴い使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和3年9月1日から令和4年8月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、無し、経営作目、牧草。7、見取図については、14ページのとおりとなっております。

この3件につきましては、農地所有適格法人のため、所有農地を使用貸借設定するものであり、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第83号(4)について説明いたします。15ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町○○○条○○丁目○番地○、○○ ○○、93歳、無職。

譲受人、中標津町○○○○○番地○○、(株)○○○○○○○、代表取締役 ○○ ○。

2、土地の表示。○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積23,968㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を農地所有適格法人に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格、1,782,000円。6、当事者の経営状況。構成員、4人、農従者、4人、経営地、計49,340㎡。7、見取図については、16ページのとおりとなっております。この案件につきましては、所有していた農地について当事者双方の申し出により所有権移転したい旨の申し出があったものがあります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程6、報告第31号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

中村委員 報告第31号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」  
(1)について説明いたします。18ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇株、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年7月17日付、中農委5第令2-4号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇、字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、字〇〇〇〇線〇〇番〇。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。令和2年7月20日から令和3年7月19日まで。6、事業完了年月日。令和3年7月19日。7、完了検査年月日につきましては、令和3年8月19日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

議 長 以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程7、議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、説明いたします。  
議案の20ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、64歳。

譲受人、中標津町東7条南2丁目1番地1、中標津町農業協同組合、代表理事組合長、高橋 勝義。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積24,995㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計69,957㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、離農のため所有農地の一部を中標津町農業協同組合に譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け牧草畑として利用するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,688,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況、中標津町農業協同組合につき省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、21ページのとおりです。

なお、(2)につきましても譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

22ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積20,107㎡、利用目的、牧草畑、他26筆、計622,625㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。37,494,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金、37,494,000円。7、当事者の経営状況、公益財団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、24、25ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有農地譲渡の申し出があり、協議した結果、2筆を中標津町農業協同組合、残りの農地を農地保有合理化事業により、北海道農業公社に売り渡すものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)から(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第84号(3)から(6)について説明いたします。26ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。



借主、 中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、38歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積31,098㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計80,741㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借の合意解約の申し出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年8月30日から令和5年8月21日まで。6、価格。年124,300円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、経営地、計1,025,438㎡、家畜、牛199頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、27ページのとおりです。この案件につきましては、北海道農業公社と賃貸借していた借主の離農に伴い、合意解約した農地について、近隣農家と協議の末、新たな借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議案の28ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、86歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積19,081㎡、利用目的、牧草畑、他8筆、計191,381㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を農地所有適格法人へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。13,681,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金13,600,000円、自己資金81,000円。7、当事者の経営状況、構成員1人、農従者1人、経営地、計1,016,102㎡。家畜、牛293頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、30ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。議案の31ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、54歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。東当幌38番14、公簿、畑、現況、畑、面積41,687㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計119,716㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。8,138,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金8,138,000円。7、当事者の経営状況、公益財団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、32ページのとおりです。なお、(6)につきましても、譲受人が同一なことから、一括して説明いたします。

33ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、86歳。

2、土地の表示。字当幌1259番2、公簿、畑、現況、畑、面積14,666㎡、利用目的、牧草畑、他28筆、計358,380㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。19,089,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金19,089,000円。7、当事者の経営状況、公益財団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、35、36ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により、所有農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)から(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第84号(7)から(9)について説明いたします。37ページをお開きください。なお、(7)から(9)は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、42歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積98,517㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。5,700,000円。6、資金調達方法。ステップアップローン5,000,000円、自己資金700,000円。7、当事者の経営状況、世帯員6人、農従者2人、経営地、計806,467㎡。家畜、牛103頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、38ページのとおりです。議案の39ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、38歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積8,328㎡、利用目的、牧草畑、他6筆、計106,639㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受

けていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,628,000円。6、資金調達方法。ステップアップローン2,620,000円、自己資金8,000円。7、当事者の経営状況、世帯員6人、農従者4人、経営地、計779,265.78㎡。家畜、牛116頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、41ページのとおりです。42ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、36歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積5,954㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計80,737㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。5,216,000円。6、資金調達方法。ステップアップローン5,000,000円、自己資金216,000円。7、当事者の経営状況、世帯員5人、農従者4人、経営地、計732,990㎡。家畜、牛196頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、43ページのとおりです。

この3件につきましては、平成28年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第84号(10)について説明いたします。44ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、83歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積39,011㎡、利用目的、牧草畑、他12筆、計235,712㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。10,632,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金10,632,000円。7、当事者の経営状況、公益財団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、46、47ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、所有農地譲渡の申し出があり、協議した結果、農地保有合理化事業において、北海道農業公社に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11)(12)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第84号(11)(12)について説明いたします。48ページをお開きください。

(11)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積44,210㎡、利用目的、牧草畑、他7筆、計230,234㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。7,500,000円。6、資金調達方法。ステップアップローン7,500,000円。7、当事者の経営状況、構成員4人、農従者4人、経営地、計2,615,123.98㎡。家畜、牛758頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、50、51ページのとおりです。

この案件につきましては、平成28年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであり、このたび5年間の賃貸借契約期間を前倒しして、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。

議案の52ページをお開きください。

(12)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、釧路市〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇〇号、〇〇 〇〇〇、89歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,055㎡、利用目的、牧草畑、他9筆、計298,956㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。14,648,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金14,648,000円。

7、当事者の経営状況、公益財団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、53、54 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏より所有農地譲渡の申し出があり、協議の結果、農地保有合理化事業において、北海道農業公社に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11)(12)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかりいたします。  
本案はこれを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程8、報告第32号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第32号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。  
56ページをお開きください。  
許可日。令和3年7月21日付。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。  
中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積35,244㎡内13,998㎡。3、許可期間。令和3年7月21日から永年となっております。  
以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。  
日程9、報告第33号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第33号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。



以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月2日

会 長 \_\_\_\_\_

10番 \_\_\_\_\_

11番 \_\_\_\_\_